

令和4年度

長崎市の 中小企業経営支援

問合せ先：①産業雇用政策課（095-829-1313）
②商工振興課（095-829-1150）

地場産業の経営力強化

～ 課題解決のための総合相談窓口 ～

中小企業サポート活動

(1) 中小企業コーディネーター（民間企業OB）

商品開発や販路拡大等の様々な課題解決に向けた助言、支援制度の紹介、関係支援機関・大学等の斡旋、企業間のマッチングの支援を行います。

問：②

(2) ITコーディネーター（公的機関OB）

市内企業の労働生産性向上に資するICT、IoT等の情報技術活用の取組みを促進するため、デジタル化等の課題解決に向けた相談、助言、支援制度の紹介等を行います。

問：②

(3) 金融相談員（金融機関OB）

長崎市の融資制度の相談を、専門の金融相談員が行います。

問：①

相談・指導は無料です



～ 目的に応じた9種類の融資制度 ～

長崎市の融資制度

拡大

問：①

(1) 一般資金 小企業振興資金、経営安定資金、短期資金

(2) 緊急資金 災害復旧等支援資金、連鎖倒産防止資金

(3) 政策資金 **創業資金**、**工口資金**、いきいき企業者支援資金
いきいき労働環境整備資金



※詳細は、融資制度のパンフレットをご参照下さい。

～ 事業所を新設・増設・移設する際の奨励制度 ～

企業立地奨励制度

問：①

(1) 奨励金の種類

① 施設等整備奨励金 ② 建物等賃借奨励金 ③ 雇用奨励金

(2) 対象となる業種

- 造船・自動車等の輸送用機械関連産業
- 産業用機械、新エネルギー・環境関連産業
- 情報通信関連産業
- 食品関連産業
- 医工連携関連産業
- 陸上養殖業
- 農業 その他



1企業につき
最大10億円

※操業日の30日前までに事前協議書の提出が必要です。
※設備投資額、新規雇用者数の指定要件がありますので、必ず事前にご相談下さい。

若者の地元就職促進

問：①

(1) 地元就職促進プロモーション

事業概要：就職活動前の学生をターゲットに、長崎市で働き、暮らすことに関する情報をより効果的・効率的に届けるため、最新の就活事情や学生のニーズ・動向などを踏まえた魅力的かつ訴求力の高いプロモーションを実施します。
※詳細な内容は今後決定予定です。

若年者雇用促進事業
について



(2) 企業紹介サイトを活用した企業情報発信

事業概要：令和4年1月に新たに開設した長崎市企業紹介サイト「NAGASAKI WORK STYLE」にて、新卒採用に積極的な市内企業情報や長崎で働く・暮らす魅力など、地元就職の促進に資する情報を発信します。
※新規掲載を希望される企業様は、随時ご相談ください。

(3) インターンシップ取材・募集情報の発信

事業概要：市内企業のインターンシップの実習風景や参加学生の感想を取材し、学生から見た実習先企業の魅力等を市ホームページで発信します。また、市内企業のインターンシップ募集情報を市ホームページに掲載し、学生の参加を促します。
※ホームページ掲載は随時受け付けていますので、情報をご提供ください。

(4) 働き方の新しいスタイルの推進

事業概要：若者に選ばれる職場づくりを推進し、市内企業の受け入れ態勢の整備に資するため、リモートワークなどの導入や、若者が望む「働く場所や時間に縛られない多様な働き方」について、地元企業に対し広く意識醸成・啓発を図るセミナーを開催するほか、企業の取り組み状況に応じた支援を実施します。
※詳細な内容は今後決定予定です。

人材確保支援費補助金
について



(5) 人材確保支援費補助金

事業概要：市内中小企業者などの人材確保を目的としたSNS等での広告、企業PR動画の制作、就職イベントへの参加などに係る経費の一部を支援します。

対象事業者：次の要件をすべて満たす中小企業者等

- ① 市内に本社又は事業所を有すること
- ② 長崎県内就職応援サイト「Nなび」への企業情報の登録を行っていること
- ③ 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項の規定による営業許可の対象ではないこと

補助率：対象経費の1/2、補助金限度額20万円

対象経費：① SNS、インターネット又はテレビを活用した各種広告費
② 企業PR動画や採用パンフレット（電子版含む）の制作費
③ 企業説明会等（オンライン形式含む）への出展費、交通費及び宿泊費

注意事項：申請対象となる事業に着手（契約や申込等）する前にご申請ください。

申請期限：令和5年2月28日 ※予算が無くなり次第、募集を終了します。

 **ものづくり支援**

問：②

(1) 若年者等技能向上奨励事業

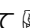
- ① 若年技能者を対象として、企業の人材育成への投資を喚起し、地場企業の競争力強化を図る奨励金を設けています。
 - ・事業の対象等：市内在住者、市内事業所に勤務するかた、市内高校・大学・専門学校等に在籍するかたなどが、技能五輪や技能グランプリなどに参加する場合
 - ・支給額：国際大会30,000円（高校生15,000円）、全国大会20,000円、（高校生5,000円）
- ② 障害者の就労を支援するため、職業能力開発校に入校するかたへ奨励金を支給します。
 - ・事業の対象等：県外の国立または県立の障害者職業能力開発校に入校するかた
 - ・支給額：福岡 10,000円、鹿児島 20,000円、九州以外 30,000円

(1) について 



(2) 長崎地域造船造機技術研修事業

毎年4月・5月の2ヶ月間、新入社員等を対象に溶接等の基本技術研修を行っています。長崎地域造船造機技術研修センターへの申し込みが必要です。詳しくは、同センター事務局（長崎県造船協同組合内 095-822-2483）へおたずねを。

(2)(3)について 



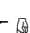
(3) 経営力強化支援事業・競争力強化支援事業

経営管理・営業力の向上のためのセミナーや生産現場のカイゼン推進のため、「現場力向上塾」などの人材育成を長崎工業会が行っています。事前に申し込みが必要です。詳しくは、同会事務局（長崎商工会議所内 095-822-0111）へおたずねを。

 **チャレンジ企業応援補助金**

拡大

問：②


チャレンジ企業
応援補助金について 



市内中小企業のウィズコロナ・ポストコロナを見据えた新たな取組みを促進することを目的として、高付加価値な新商品・新サービス開発、事業拡大、DXの推進による生産性向上、経営の多角化のための新事業展開、テストマーケティングの取組みに対し、取組みに要する経費（機械設備等の導入を含む）の一部を補助します。

補助対象者	【一般型】市内に事業所を有する中小企業者 【連携型】2者以上の市内中小企業者を含むグループ ※長崎市内に事業所を有し、かつ、1年以上同一事業を行っている事業者
補助対象事業	下記の①～⑤に該当する事業(併用可)※⑤のみの事業は不可 ① 新製品・新サービス開発支援事業(高付加価値化、差別化を目的としたものに限る) ② 事業拡大支援事業 ③ DXの推進による生産性向上支援事業 ④ 新事業展開支援事業 ⑤ テストマーケティング支援事業(展示会等出展支援)
補助率	対象経費の3分の2
限度額	【一般型】300万円(ただし、①～④各300万円、⑤50万円を上限) 【連携型】1,000万円、又は300万円と市内連携事業者数に150万円を乗じた額の合計額のいずれか低い額(例:2者の場合450万円、3者の場合600万円、6者以上の場合1,000万円)
補助対象経費	①～④ 旅費、謝金、受講料、会場借上料、消耗品費、機械設備費など(※30万円以上)、委託料、役員費、共同研究費など ⑤ 旅費、出展料、印刷製本費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、ブース装飾費
対象期間	令和5年1月末(やむを得ない事情がある場合は令和5年2月末)
選考方法	有識者等による審査会により評価・選考を行う
申請期限	令和4年7月29日 ※予算が無くなり次第、募集を終了します。

～ 認証制度で販路開拓を支援 ～

 **長崎市製品・技術「優れモノ」認証制度**

問：②



- (1) 新規性や市場性がある優れた製品・技術を市長が「優れモノ」として認証し、市内外への情報発信や PR等を支援します。
 認証を受けた製品について、パンフレットへの掲載、融資制度の申込み、認証式でのプレスリリース、長崎市ホームページでの紹介などの特典が受けられます。
 また、PR支援補助金により、産業見本市や 展示会への出展、ホームページの作成・改修、パンフレットの作成などに要する経費の一部を補助します。
 (補助率1/2、上限20万円)
- (2) 認証した商品のうち、長崎市役所で使用が見込まれる商品については、「トライアルオーダー認定品」として長崎市が優先的に購入・賃借等を行うことで、販路開拓・拡大を支援します。

申請期限：令和4年9月30日

～ 事業承継支援 ～

 **事業承継支援補助金**

問：①



長崎市内の中小企業者等の技術・サービスや雇用の喪失を防ぐため、事業承継に向けた課題解決に取り組む経営者（事業を譲り渡す側）に対し、その経費の一部を支援します。

※補助金の交付決定日以降に着手したものが対象です。

補助対象者	市内に本社または事業所を置き、当該本社又は事業所の事業承継をしようとする中小企業者等 ※事業承継の形態とは、事業譲渡、株式譲渡、代表退任及び代表就任を伴う代表者交代等。一部対象外があります。
交付要件	市内において事業を営んでおり、事業承継後も市内で事業を営む予定であること 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業に該当しないこと
補助対象事業	事業承継を目的として実施する次のものであって、補助金の交付の決定日から実績報告の日までにおいて発注及び契約を行ったもの ① 事業承継する事業に係る初期診断 ② 事業承継する事業に係る課題分析及びコンサルティング ③ 事業承継する事業に係る事業承継計画の作成 ④ 事業承継する事業に係る事業価値の算出 ⑤ 事業承継する事業に係るM&Aの仲介委託
補助事業期間	補助金の交付決定日から実績報告の日までの期間。 ※実績報告の日は、「補助対象事業が完了した日から起算して1月を経過した日」又は「補助年度の2月14日」のいずれか早い日。
補助対象経費	補助事業期間において専門事業者支払う補助対象事業に係る経費 ※消費税及び地方消費税に相当する額を除く。 ※事業承継の成立時に支払う成功報酬に係る経費は、対象外。
補助率・額	補助対象経費の3分の2(上限65万円、千円未満の端数切捨て)
申請期限	令和4年11月30日 ※予算が無くなり次第、募集を終了します。

新しい企業・新しい産業の創出

～ 広報活動や新事業への取り組みを支援 ～

産学連携・創業支援

問：①

「ながさき出島インキュベータ
(D-FLAG)」
〒850-0862 長崎市出島町1-43
TEL 095-811-6800 FAX 095-811-6801

(1) 大学連携型起業家育成施設「ながさき出島インキュベータ」 (D-FLAG) 入居者への支援

- ① 創業年数及び入居年数に応じ、賃貸延べ面積に応じ補助を行います。
- ② D-FLAGの入居者は、インキュベーションマネージャー（創業支援の専門家）による経営支援や、（独）中小企業基盤整備機構の中小企業支援策を活用した幅広い支援が受けられます。

産学連携・創業支援について

(2) 創業者広報活動支援補助 **予算増額**

長崎市内で創業予定、又は創業5年未満の者に対し、事業所のホームページ新設費用やチラシ・パンフレット作成費用等を一部補助します。

※ホームページやチラシ等の作成に着手する前にご申請ください。



補助対象者	創業サポート長崎の支援を受け、市内で創業予定、又は創業した者
交付要件	・ホームページ新設費用を申請する者については、事業所のホームページが未作成であること。 ・一過性(単発)のものではないこと。 ・ホームページの作成の発注は、長崎市の入札参加資格者で市内に本店がある事業者に行うこと。(詳しくはお尋ねください)
補助率	対象経費の3分の2以内
限度額	20万円
補助対象経費	事業所の広報活動、広報戦略に係る経費(作成業務委託料)、情報発信に係る指導又は助言を受けるために依頼した専門家に対する謝礼金及び旅費
申請期限	令和5年1月31日 ※予算が無くなり次第、募集を終了します。

～ 新規事業創出への取り組みを支援 ～

新産業・起業チャレンジ促進事業

問：①

(3) オープンイノベーション型新規事業創出プロジェクト推進費補助金

複数の企業や大学等と連携し、オープンイノベーション※の手法を活用して行う新規ビジネス創出の取り組みに対して、必要な経費を補助します。

※複数の主体による協働のもと、技術やアイデア、サービス、その他事業化のための資源を組み合わせ、革新的で新しい価値を創出する手法。



補助対象者	長崎市内に事務所又は事業所を有する民間事業者であって、下記の要件を全てを満たす者 ・民間事業者2者以上又は民間事業者2社以上及び大学等により構成されるグループで事業を実施するもの。 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に該当するものではないこと。
交付要件	・オープンイノベーションを活用した新たなビジネスモデルの創出に向けた取り組みであること。 ・補助金の交付の決定の日から実績報告の日までに実施した事業であること。
補助率	対象経費の5分の4以内
限度額	50万円
補助対象経費	報償費、消耗品費、通信運搬費、外部委託費、機械器具借上料、原材料費、その他経費
申請期限	令和5年1月31日 ※予算が無くなり次第、募集を終了します。

地場企業の域外への販路拡大支援

～ 地域商社による販路拡大の取り組み支援 ～

地域商社事業

問：②

(1) 地域商社の活動について

地域商社は、単独ではマーケティングや販路開拓に取り組むことが難しい事業者に代わり、販路を新たに開拓し、収益を引き出す役割や、事業者に対する商品開発支援及びマーケティングなどのコンサルティング機能を担います。

【活動内容】

- ・ 広く市内事業者の優れた産品を掘り起こす。
- ・ 域外のバイヤーやシェフとのネットワークを構築し、市内産品を売り込む。
- ・ 市場ニーズを把握する。
- ・ 市場ニーズに合わせた商品開発・改良について、事業者にアドバイスする。
- ・ 商品取引に係る決済の代行をする。
- ・ 催事、インターネット通信販売などによる販売代行を行う など

- 平成30年度から令和2年度にかけて、長崎市の地域商社育成支援事業を受けた「株式会社タナカヤ」と「株式会社ジョイフルサンアルファ」の2社が地域商社事業に取り組んでいます。



半島・離島地域における支援

～ 半島・離島地域での設備投資への優遇措置 ～

半島・離島地域における国税の租税特別措置

問：①

長崎市は、国から半島・離島の振興を促進するための産業振興を推進する地区の指定を受けています。

これにより、長崎市では、個人又は法人が、次の条件を満たすときは、地域の産業振興に資する設備（機械や建物等）を取得した場合に所得税・法人税について、5年間の割増償却が活用できます。

(1) 対象地域

- 【半島地域】旧三和町、旧野母崎町、旧外海町、旧琴海町
- 【離島地域】高島（旧高島町）、池島（旧外海町）

(2) 対象業種 ※業種によって、取得価額要件が異なります。詳細は長崎市HPでご確認ください。

- ① 製造業
- ② 旅館業
- ③ 農林水産物等販売業
- ④ 情報サービス業など（インターネット付随サービス業、コールセンターなど）

(3) 割増償却の限度額

取得した減価償却資産	償却限度額
機械・装置	普通償却限度額の32%
建物・附属設備・構築物	普通償却限度額の48%

(4) 割増償却期間：5年間

※市税（固定資産税）や県税（事業税など）の軽減を受けられる場合があります。
※詳細は、長崎市HPでご確認ください。



商店街・商店等の利用促進

～ 商店街や各業界団体の賑わい創出に資する取り組み支援 ～

商店街等にぎわい復活支援事業

拡大

問：②



商店街や各業界団体が、まちの消費を喚起するために実施するプレミアム付商品券発行事業や各種イベント事業に対し支援します。

※集客を伴うイベント等の開催にあたっては、新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、時期及び内容について十分な検討をお願いします。

補助対象者	商工会、商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合、商店街、小売市場、商店街連合組織、10者以上の事業者等で組織された団体または実行委員会	
補助対象事業	(1)プレミアム付商品券発行事業 (2)各種イベント事業(復活祭、スタンプラリー、食べ・飲み歩きイベント など)	
交付要件	平成30年度以前に課税された市税を滞納していないこと	
補助率	10分の9	
限度額 拡大	補助限度額	
	単独の団体が実施する場合	複数の団体が連携して実施する場合 又は商店街連合組織が実施する場合
	1 プレミアム付商品券発行事業	2,000 万円
2 各種イベント事業	600 万円	
	※1及び2の事業を併用する場合の補助限度額については、単独の団体が実施する場合は1,000万円、複数の団体が連携して実施する場合又は商店街連合組織が実施する場合は2,000万円。	
申請期限	令和4年12月28日(水) ※受付順で補助金の交付審査を行い、予算が無くなり次第、募集を終了します。	

新製品開発・販路開拓等の支援

～ 新製品開発や販路開拓等の取り組み支援 ～

クラウドファンディング活用支援事業

新規

問：②



中小企業者が行うクラウドファンディングを活用した新製品開発や販路開拓等の取り組みを支援します。

補助対象者	長崎市内に本社または主たる事業所を置いている中小企業者。
補助対象事業	補助対象者が実施する製品の企画及び開発、販路開拓等を、購入型クラウドファンディングを用いて行う事業。 対象となるクラウドファンディングは次の要件をすべて満たすもの。 (1)「購入型」であること (2)「All or Nothing 型」または「All in 型」であること
補助率	3分の2
限度額	30万円
補助対象経費	(1)クラウドファンディング仲介事業者に支払う費用 (2)クラウドファンディング募集に係るページ制作費 (3)補助事業の宣伝のために使用する文章、写真及び動画等の制作費 など
申請期限	令和4年10月31日(月) ※受付順で補助金の交付審査を行い、予算が無くなり次第、募集を終了します。

地域活性化に資する事業の支援

～ 産学金官連携による地域密着型事業の立ち上げ支援 ～

地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）

問：①

総務省では、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型の事業を全国各地で立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を推進しています。

地域経済循環創造事業交付金は、「あと一歩」で実現できるような地域活性化に資する事業について、当該事業の初期投資額に充当されるものです。具体的には、地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組み民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、自治体が助成する経費に対し、総務省が交付金として交付するものです。

国の事業採択が前提となります。利用を検討している事業がありましたら、まずは産業雇用政策課にご相談ください。



～ 市と金融機関が共同で設備投資に係る無利子資金の貸付 ～

地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）

問：①

ふるさと融資とは、地方公共団体が民間金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するため、民間事業者等の設備投資に係る資金を無利子・長期で融資する制度です。貸付にあたっては、一般財団法人 地域総合整備財団において、事業の総合的な調査・検討が行われるほか、貸付実行から最終償還に至るまでの事務を同財団が行います。



- (1) 対象事業者 法人格を有する民間事業者
- (2) 貸付団体 地方公共団体（併せて、民間金融機関等からの借入れも必要）
- (3) 対象事業 地域振興につながるあらゆる分野の民間事業で、新たな雇用が見込まれること
- (4) 対象費用 設備取得等に係る費用（貸付対象費用（用地取得費を除く。）の総額が1,000万円以上）
- (5) 融資期間 5年以上15年以内
- (6) 貸付利子 無利子（ただし、民間金融機関等の連帯保証（保証料）が必要）

相談案件については、長崎市と一般財団法人地域総合整備財団の間で、事前相談・調整を行う必要があります。
利用を検討している事業がありましたら、まずは産業雇用政策課にご相談ください。

※掲載している補助金の交付は市税・事業税、消費税等の滞納がないこと、暴力団、暴力団員、暴力団関係者に該当しないことが要件となります。

お問い合わせ先

① 長崎市商工部産業雇用政策課

TEL：095-829-1313

FAX：095-829-1151

E-mail:sangyo@city.nagasaki.lg.jp

② 長崎市商工部商工振興課

TEL：095-829-1150

FAX：095-829-1151

E-mail:shoko@city.nagasaki.lg.jp

〒850-8685

長崎市桜町4番1号 商工会館4階